

## 西部小学校 放課後児童クラブ【とんぼクラブ父母会】運営要綱

### 第1条 目的

この要綱は、父母会の運営に関し必要な事項を定め、放課後の児童がのびのび楽しく過ごせる生活の場を確保し、異年齢集団の中で伝え、学び合う事を通じ、児童の心身の全面安全を図ることを目的とする

### 第2条 父母会と保護者の義務

1. 父母会と保護者の義務：入所した児童の保護者全員で父母会を構成する（スポット入会及び休会中を含む）
2. 放課後児童クラブに入会した者は必ず父母会にも入会することとする（スポット入会者を含む）
3. 父母会の会員は以下のとおりこの会の運営に参加・協力するように努めなければならない
  - (1) 定期開催される父母会へ出席すること（欠席する場合は、必要に応じて委任状を提出すること）
  - (2) クラブの発展のために父母会運営費を納入し、父母会の活動に積極的に参加すること
4. 父母会は若干名の役員を選出し、役員は運営委員となる
5. 児童が欠席する場合は、支援員に市で決められた方法で連絡をする
6. 入所に際し、原則として入会届兼承諾書を市役所に提出する
7. 入・退会の手続きは原則として保護者から市役所への申請を行う

### 第3条 運営委員会

学童保育の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く

1. 構成：父母会で選出された役員
2. 代表・書記・会計・各係を置き、委員の互選により定める
3. 任期は1年とし、2年生の父母全員が役員となる
4. 委員会が必要に応じて支援員も参加するものとする
5. 代表は運営委員会の決議により学童保育に関する他機関に参加を要請できるものとする

### 事故防止

1. 委員会は事故防止に努めなければならない
2. 児童は全員、運営会社が提供する保険に加入するものとする
3. 父母会で提供する飲食物による事故があった場合、保障は上記保険の範囲とする
4. 学童の登下校時に事故があった場合、保障は上記保険の範囲とする
5. 父母会主催の行事に参加する場合は、行事保険に加入するものとする。また、事故があった場合は上記保険の範囲とする

### 第4条 父母会運営費

1. 父母会運営費は、とんぼクラブの運営諸費用に充当する
2. 父母会運営費は児童1人につき年額5,000円とする  
スポット入会の場合、夏休み750円、冬休み・春休み500円とする
3. 会費の納入義務は入会した月から発生し、定例開催される父母会において、通期で納めるものとする
4. 途中入会、スポット入会の場合は指定された期日までに納めるものとする
5. 途中退所の場合は月単位で返金を行い、月途中で退所した場合は翌月分より返金し、返金額は月額420円として算定する

6. 途中退所に伴う返金については、退所する児童の父母が、自ら父母会に対し返金の申請を行うものとする
7. 返金が何らかの理由により困難な場合には、退所する児童の父母は、当該返金額を父母会に寄付することができるものとする
8. 休会時の返金を行わないこととする

#### 第5条 アレルギー対応

1. 児童にアレルギーがある場合、市役所にて手続きを行う
2. 1週間のおやつメニュー予定表を支援員が用意し、対象児童の連絡帳にて保護者へ配布する
3. 保護者はメニュー予定表を確認し、除去の有無をチェック後、連絡帳にはさみ学童へ提出する
4. 支援員は除去の有無を確認し、除去がある場合は除去食品以外のおやつで対応する
5. スポット（春・夏・冬休みのみ利用する児童）の場合も同様に対応をする
6. おたのしみ弁当やクリスマス会などのイベントの際はアレルギー食の対応が困難な場合があるため、各家庭で準備をする

#### 第6条 長期休暇中のお弁当について

放課後児童クラブ在籍中の児童は長期休暇中に運営会社が提供するお弁当を注文することができる

#### 第7条 要綱の改定

議案に対し父母会家庭数4分の3以上の賛成があった場合、要綱を改訂できるものとする

改正 平成12年3月1日    改正 平成14年4月1日  
改正 平成17年4月1日    改正 平成18年4月1日  
改正 平成22年4月1日    改正 平成26年3月2日  
改正 平成28年3月6日    改訂 令和2年3月1日  
改訂 令和3年3月1日    改訂 令和4年9月11日  
改定 令和8年5月1日



かまっこ応援団はこちらから